

# 令和元年度 第1回 猪名川町都市計画審議会

令和元年5月9日(木)午後2時～

文化体育館 小ホール

1. 開 会

2. 議 事

報告事項1 阪神間都市計画 区域区分の見直し(素案)について

3. 閉 会

—配布資料—

猪名川町都市計画審議会出席者名簿

資料1 阪神間都市計画 区域区分の見直し(素案)について 説明資料

## ○出席委員

委 員 長 柏 原 士 郎

副 委 員 長 角 野 幸 博

委 員 山 下 香

委 員 平 田 清

委 員 池 上 哲 夫

委 員 南 初 男

委 員 井 樋 世 一 郎

委 員 吉 田 良

委 員 石 田 満

委 員 水 野 優 子

委 員 伊 原 欣 司

委 員 加 藤 郁 子

委 員 宮 東 豊 一

(委 員 代 理 ) 行 平 和 展

委 員 仲 間 享 三

(委 員 代 理 ) 菅 守 人

## ○欠席委員

委 員 福 井 澄 榮

委 員 大 下 章

## ○職務のため委員会に出席した事務局職員

副 町 長 宮 脇 修

都市政策課長 平 井 秀 明

都市政策課主査 乾 和 範

まちづくり部長 佐々木 規 文

まちづくり推進室副主幹 小野山 富 夫

○司会 定刻が参りましたので、ただいまより、令和元年度第1回猪名川町都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、猪名川町都市計画審議会の開催をお願いいたしましたところ、委員各位におかれましては、大変ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。申し遅れましたが、私、まちづくり部都市政策課長の平井でございます。よろしくお願いいたします。本日の議事内容につきましては報告事項1としまして、阪神間都市計画区域区分の見直し（素案）について担当より説明させていただきます。

次に配布資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、あらかじめ郵送させていただいておりますが、もしお忘れでしたら、資料をご用意しておりますのでお申し出ください。

また、既に机前にお配りしておりますが、去る5月1日に元号が平成から令和へと改元されましたので、会議次第及び委員名簿を差し替えさせていただきます。

従いまして、本日の会議資料につきましては、1「本日の会議次第」、2「当審議会委員名簿」、3、資料1として阪神間都市計画区域区分の見直し（素案）について。

以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第により進めさせていただきます。

開会に当たりまして、会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長 皆様、こんにちは。

当審議会の会長を仰せつかっております。よろしくお願いいたします。皆様も既に承知されておりますように、清々しい季節の到来とともに、元号も平成から新たに令和となりました。委員各位におかれましては、長いゴールデンウィークを過ごされた方もおられると思いますが、日ごろお疲れの体をリフレッシュできたのではないのでしょうか。今回の都市計画審議会が令和最初の審議会となりますが、猪名川町においては、平成の時代に審議した都市計画に関する内容が着実に具現化しており、この先のまちの発展を非常に楽しみにしているところです。本日の審議会につきましては、先ほど事務局から説明がありましたとおり、報告事項が1件でございます。今回報告する事項は令和3年3月に兵庫県下で一斉変更が予定されております阪神間都市計画区域区分の見直し（素案）の内容説明となっております。

本日の審議会の進行に当たりまして、皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

続きまして、猪名川町副町長宮脇 修よりご挨拶申し上げます。

○副町長 皆さん、こんにちは。（副町長挨拶）

○司会 副町長につきましては、この後、他の公務が予定されておりますので、ここで退席させていただきます。（副町長 退席）

次に事務局職員の紹介をさせていただきます。

## 「事務局自己紹介」

続きまして委員の出席状況を、ご報告申し上げます。

本日、大下章委員、福井澄榮委員より、所用のため出席できない旨のご連絡をいただいております。また、代理出席といたしまして、国土交通省猪名川河川事務所長井樋世一郎委員の代理として、国土交通省猪名川河川事務所副所長行平和展様、川西警察署長石田充委員の代理として、地域交通班菅守人様がお越しになられています。

本日の会議は、出席委員15名であり、本会は本審議会条例第5条の規定により過半数の出席を得て成立いたしますことを冒頭にご報告申し上げます。また本審議会におきましては、運営規則第13条の審議会の公開について、今回の内容に非公開とすべき事項は含まれておりませんので、公開での開催とさせていただきます。本日、傍聴者はございません。

それでは、これ以降の会議進行につきましては、当審議会運営規則第8条の定めに従いまして、会長に議長をお願いし、進めていただくことといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○会長 それでは、当審議会運営規則第8条に基づき、議長を務めさせていただきます。

会議を進めてまいりますので、委員各位のご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の審議会の議事録は事務局で作成願いますが、その議事録署名委員といたしまして、南委員と宮東委員をお願いしたいと思います。事務処理は全て事務局が行いますので、お二人におきましては、よろしくお願いいたします。

それでは、報告事項1、阪神都市計画区域区分の見直し（素案）について、事務局よりご説明をお願いいたします。

### 「事務局 報告事項1、阪神間都市計画区域区分の見直し（素案）について 説明」

○会長 どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問をお願いいたします。

ご意見、ご質問の際には、議事録作成の関係上、お名前を述べていただき、発言をお願いいたします。

何かご質問はございませんでしょうか。ご意見でも結構です。

どうぞ。

○委員 これで市街化区域なんかで外れたりするわけなんですけど、特に産業拠点地区は広大な地域で、これが市街化区域に入ると、固定資産税及び都市計画税の関係が出てくるのかなと思うんですが、その辺、どういうふうなシミュレーションというか、お持ちかわかりましたらお願いしたい。それが1点です。

もう1点は、今回は産業拠点地区の工業関係ということでしたわけなんですけど、いずれにしても、この産業拠点地区でかなりの従業員が出入りするようになるわけで、そうなった場合に、町内でこれ以上の宅地造成する場所もなく、新たな住民を受け入れる体制がなかなかとりにくい、そういった状況の中で、その辺のことはこの件にどうなのかなというか、

そういった動きにはなっってこなかったんか、今後あるんか、その辺ちょっとお聞かせ願います。

○会長 よろしく願います。

○事務局 事務局です。失礼します。

○会長 願います。

○事務局 まず、1つは、都市計画税の話ですけれども、当然、猪名川町の場合は、市街化区域内は都市計画税を課しておりますので、都市計画決定がなされましたら、都市計画税を賦課する対象になってくるということでございます。

もう1点ですね、住宅地の広がりというか、そういうことですが、今、担当がちょっと説明申し上げましたように、当然これは都市計画区域、市街化区域の広がり、また縮小というのは、住宅であれば、当然人口フレームという、人口の増加、それに見合うための市街地が必要というのは理論的にはつながってまいります。そういった中で、幾ら三大都市圏の中心にある、この阪神間地域においてでも、兵庫県の全体の中、また、阪神間の中でも人口フレーム自身が今広がっていかない中で、猪名川町のみが新たに市街化区域として住宅地開発ができるような広がりをしていくというのは、非常に県の方針からいうと難しいというふうになるかと考えてございます。ですので、どこもそうですが、基本的には、線引きされてる都市計画区域においては、どちらかという、市街化区域が縮小していくというのが今の考え方になりますけれども、それぞれの地域需要の中で現市街化区域の面積を維持しておいても、十分それに必要な人口がいましばらくあるということであれば、当然、市街化区域というのは縮小する必要もないし、ただ、拡大するというのは非常に今の中では、そういった都市計画の人口フレームと市街地の広がりという考え方の中ではなかなか相反するものだというふうに考えています。

ただ、産業拠点地区は、いわゆる人口増加という、人口フレームの話ではなくて、いわゆる産業フレームですね。工業集積、この新名神を起爆として、県の都市計画区域マスタープランの中でも、新名神高速道路沿線において、そういった産業用地として需要が見込める、そういうところは産業用地としての土地利用転換を図っていきましょうという県の方針があるので、ここは市街化区域として位置づけることは可能ということで、住宅団地とこの産業団地というのは、少し人口フレーム、産業フレームという基礎的データに違いがあるということで考え方を持っております。

○会長 シミュレーションとおっしゃってたのは、よろしいですか。

○委員 だから、その住宅への拡大というのは、県がそのフレームを持ってるというあたりもちょっと今お聞きしてもなかなかぴんとこないところなんで、これだけの千五、六百人の従業員を抱えるような産業地域で、それはそれで今ご説明いただいたように、産業地域としてのフレームとしてあるんですけど、その副次的なといいますか、その産業拠点地区にまつ

わる人口が、人口というか、従業員が流れ込んでくる、その人たちが県の中での人口、市町村の取り合いみたいになってくるからだめなのか、それとも、また別の理由があるのか、ちょっとよくわからないんですけど、県全体の中での、大阪市から来てくださいうたら、今度は何かそれにちょっと今の説明が理解ができないんですが、そういった方向で町の人口をそこで一定キープするべき住宅地ができていいかなと思うんですけども、ちょっとこれは今の説明、まだ完璧に理解できてないんで、これ以上質問しても余計わからなくなるんで、この件は今後の課題として、また検討できるんならしていただきたいと思います。

それと、先ほどの税の関係ですが、この産業拠点地区、今、プロロジスにやっていただいているんですけど、当然、市街化区域に編入されるということで話が進んでるだろうとは思いますが、新たにこれが産業拠点地区は市街化区域です。都市計画税と固定資産税がこれだけかかりますということになると、非常に問題が出てくる。その辺はクリアできてるんだろうなと思うんですが、その辺のご説明いただきたいのと、具体的にあの面積であれば、どのぐらいの固定資産税になるんか、今の山林からどう違ってくるんか。つまり猪名川町の独自使用にもなりますので、都市計画税がどうなっていくんか、雑駁なところでいいんですけど、もし公表できるのであれば、ちょっとまだそれが難しいんであれば控えていただいてもいいんですけども。わかりましたか。答えられるのであれば、教えてください。

○事務局 会長、事務局です。

○会長 お願いします。

○事務局 済みません、私のちょっと拙い説明で余計混乱するような、一つは、申し上げたかったのは、いわゆるもう委員おっしゃるように、人口の取り合いとかいう話になりますけれども、やっぱり阪神間都市計画区域という、一つの範囲で都市計画のビジョンであるマスタープランと区域区分という都市計画を並行してやる、前回の都市計画審議会でも、担当が説明いたしました。神戸、阪神間でも平成22年から平成52年に、人口がこの地域であっても12%程度減少していくというのが都市計画マスタープランにも書いてあると。ですので、いわゆるそういった人口減少の中で、猪名川町だけが特異な事情があって人口が増加するから、市街地の広がりが必要だというのが、なかなかこの都市計画は一つの一体の都市として整備、開発、保全する区域として、阪神間都市計画ですので、私どもは、当然自治体の職員からすれば、猪名川町を見ますけれども、都市計画の見るエリアは一体の都市というのは阪神間都市計画ですので、そこでの議論としては、市街化区域を広げるっていうのはちょっと難しいという意味で申し上げました。

それと、都市計画税につきましては、当然土地と建物にもなります。ですので、当然建物はこれから設計になりますので、具体的な評価をしていかないと試算できませんので、この場ではちょっと申し上げられないということでお許しいただきたいと思います。

○会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 それじゃあ、ほかに何かご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員 ご説明の中で、現在の地区、あっちのゾーンですね、地区計画の現在の地区計画に合わせた用途を工業にされたという、それは妥当な話だと思うんですけども、ちょっと地区計画の中身を念のため、どういう姿勢、計画内容であったりと、恐らく用途の問題が基本だと思いますけど、これをちょっと確認されておいたほうがいいのかと思います。

○事務局 済みません、失礼します。現行の地区計画でございますが、主要な用途につきまして申し上げます。

建てられる建築物につきましては、工場ですね、倉庫並びに事務所、派出所、公衆電話等々、それと物品販売を営む店舗、それから飲食店、それと、老人福祉法に伴う老人デイサービスセンター等々、それから保育所でございます。あとは危険物の貯蔵または処理に供するものを上げております。ぐらいです。

○委員 それで、工業地域の場合には、それらは基本的に認められるということですよ、たしか。どっちでしたっけ、地区計画では認められてるけども、工業地域では……。

○事務局 申し上げます。いわゆる工業地域になると、この地区計画より、逆にいったら、ちょっと緩くなるものもございます、中には。しかしながら、これはやはりもともとあそこの周辺地域への土地利用の動向を見て、ここであつたら周辺との調和を図った中で、この用途に限っては認めていこうということで、今、担当が申し上げた用途を列記して地区計画を決定しておりますので、工業地域ではもっと緩いものもいけますけれども、この今、列記したものだけを今後も地区計画が最優先しますので、この用途でコントロールしていくという意味でございます。ですので、用途地域が準工か工業か工専かとかいう、もし工業専用地域になったとしても、地区計画が最も優先されますので、用地地域については、今までどおりこの中で制限していくという考え方でございます。

○委員 そのとおりだと思います。ちょっと確認しておきたかったんで。

○会長 じゃあ、ほかに何かご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、質疑は終了させていただきます。

以上で本日の議事につきましての審議は終了いたしました。

進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 ありがとうございます。

以上で本日予定をしておりました事項につきましては、終了したいと思います。

会長におかれましては、会議の進行にご尽力賜り、まことにありがとうございます。

また、委員各位におかれましては、審議会運営にご協力賜り、ありがとうございます。

それでは、閉会に際しまして、副会長よりご挨拶をいただければと思います。

副会長、よろしく申し上げます。

○委員 本日は、報告事項1点であったということで、情報を共有できればいいなというレベルだったと思います。それで、先ほどご質問ありました、阪神間都市計画区域、都市計画というのは広域で考えた上でというのは、まさにそのとおりであって、人口フレーム、人口の割り振りは、今後、猪名川町においても、長期的に見ると、ふえることはないだろうということですので、住居系については、むしろ今後、今、猪名川町はまだ考えていらっしゃるかもしれませんが、今後、臨時的追加計画のようなものが議論が出てくるんじゃないかなと思います、10年後、20年後。出てくる可能性があります。そういったときには、居住区域という形で、むしろそれをどう絞り込んでいくかという議論が出てこざるを得ないので、そういうことが、ひょっとしたらこの審議会でもいずれ話題になるのかなって感じがしておりますということだけ、個人的な感想を申し上げときます。

ということで、きょうはいろいろ、今年度1回目ですけれども、お集まりいただきまして、どうもありがとうございました。引き続きどうぞよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。

以上をもちまして、第1回猪名川町都市計画審議会を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。